

年金（老齢・障害・遺族）のしおり
(令和7年度)

地方職員共済組合大阪府支部
(総務部人事局総務サービス課)
福利厚生・認定グループ(年金担当)

内線 2150、2155

目 次

1. 公的年金制度の概要	P 1
2. 老齢厚生年金制度	
(1) 老齢厚生年金の概要	P 3
(2) 支給開始年齢	P 4
(3) 特別支給の老齢厚生年金の支給要件	P 5
(4) 本来支給の老齢厚生年金の支給要件	P 6
(5) 経過職域加算額	P 6
(6) 加給年金額	P 7
(7) 老齢厚生年金の請求手続き	P 7
(8) 年金の支給停止（調整）制度	P 8
(9) 老齢厚生年金の支給の繰上げ・繰下げ制度	P 10
3. 老齢基礎年金（国民年金）	
(1) 老齢基礎年金の請求手続き	P 13
(2) 老齢基礎年金の繰上げ支給制度	P 13
(3) 老齢基礎年金の繰下げ支給制度	P 14
4. 年金払い退職給付	P 15
5. その他の厚生年金制度等	
(1) 障害厚生年金と障害基礎年金	P 16
(2) 遺族厚生年金と遺族基礎年金	P 16
(3) 年金の併給調整	P 17
(4) 退職一時金制度	P 18
(5) 離婚による年金分割制度	P 18
6. 年金を受給するまでに	
(1) 国民年金の加入について	P 19
(2) 基礎年金番号通知書について	P 20
(3) 老齢厚生年金の見込額について	P 20
(4) 住所・氏名変更手続き	P 21
7. その他年金に関する事項	
(1) 年金と税金	P 22
(2) 年金の支給と年金証書等の送付	P 23
8. 年金受給者の共済組合本部への届出について	P 24
《よくある質問》	P 26

1. 公的年金制度の概要

わが国の公的年金制度は、昭和 61 年 4 月以降、共済組合の組合員（※）についても、共済年金とともに国民年金（基礎年金）にも加入することとなり、それぞれの支給要件に該当した場合に年金が支給される、いわゆる「二階建年金」の給付が行われることになりました。

平成 27 年 10 月には、退職共済年金が廃止され、老齢厚生年金制度に被用者年金制度が一元化されました。

なお、従来の退職共済年金には、職域年金相当部分額が加算されていましたが、一元化に伴い、その部分が廃止されました。経過措置として平成 27 年 9 月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過的職域加算額」として支給することになりました。また、一元化後は公務員の退職給付の一部として「年金払い退職給付」制度が新設され、平成 27 年 10 月以降の期間を基礎として 65 歳から支給されることとなりました。

（※）当しおりは一般組合員の方向けに作成しています。

短期組合員（健康保険のみ共済組合員）の方については、日本年金機構の制度をご覧ください。

日本年金機構 HP リンク [日本年金機構 \(nenkin.go.jp\)](http://nenkin.go.jp)

<参考>

令和 4 年 10 月法改正により加入した方（会計年度任用職員等）について、健康保険は地方職員共済組合に加入しましたが、厚生年金保険については、第一号厚生年金被保険者（民間被保険者等が加入）として日本年金機構の制度によります。

	令和 4 年 9 月 30 日まで	令和 4 年 10 月 1 日から
健康保険	協会けんぽ	<u>地方職員共済組合</u>
厚生年金	日本年金機構	日本年金機構

厚生年金保険については変更なし

【年金の概要図】

3階部分	国民年金基金	企業年金等	年金払い退職給付 (経過的職域加算額)	
2階部分		老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)	
1階部分	国民年金 (老齢基礎年金) 第1号被保険者 自営業等	国民年金 (老齢基礎年金) 第2号被保険者 民間サラリーマン	国民年金 (老齢基礎年金) 第2号被保険者 公務員等	国民年金 (老齢基礎年金) 第3号被保険者 第2号被保険者の 被扶養配偶者

【経過的職域加算額と年金払い退職給付の受給対象】

	共済の加入期間が、 平成27年9月30日までと 平成27年10月1日以降の 両方を有する方	平成27年10月1日以降 の共済加入期間のみを有 する方
3階部分	経過的職域加算額 年金払い退職給付	年金払い退職給付
	老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
	国民年金 (老齢基礎年金)	国民年金 (老齢基礎年金)

2. 老齢厚生年金制度

(1) 老齢厚生年金の概要

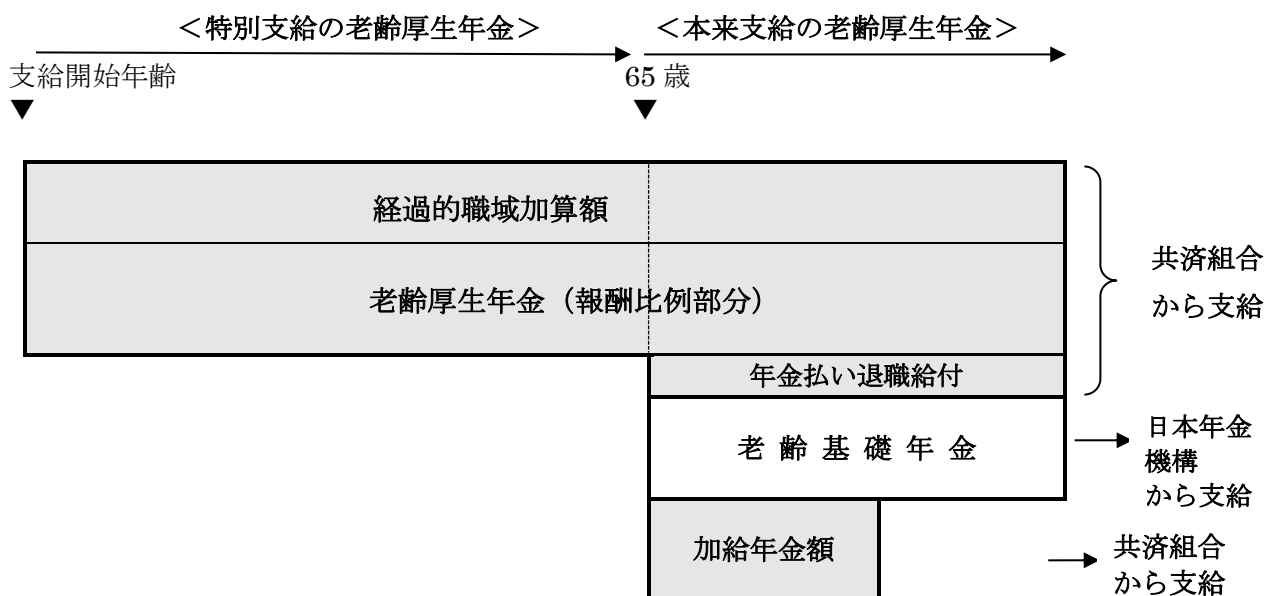
老齢厚生年金は 65 歳から支給されますが、当分の間、特例により『特別支給の老齢厚生年金』が 60 歳以降、生年月日に応じて支給され、65 歳に達した時点で『本来支給の老齢厚生年金』が支給されます。

『特別支給の老齢厚生年金』の受給権が発生すると、「老齢厚生年金（報酬比例部分）」と「経過的職域加算額」が支給され、『本来支給の老齢厚生年金』の受給権が発生すると、これに加え「年金払い退職給付」が支給され、併せて国民年金の「老齢基礎年金」が支給されます。

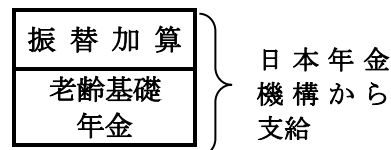
また、『本来支給の老齢厚生年金』の受給権が発生した時点で加給年金額対象者がいるときは「加給年金額」（(6) 参照）も加算されます。

【老齢厚生年金の基本構成図】

組合員



配偶者



▲ 加給年金額対象配偶者が 65 歳

(2) 支給開始年齢

先述のとおり、老齢厚生年金の支給開始は原則 65 歳からとなっていますが、一定の要件（(3) 参照）に該当する場合は、生年月日に応じて支給開始年齢から 65 歳までの間、『特別支給の老齢厚生年金』が支給されます。

①昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日生まれの方

生 年 月 日	支給開始年齢
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64 歳

②昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの方

『特別支給の老齢厚生年金』の支給はありません。65 歳から『本来支給の老齢厚生年金』（(4) 参照）が支給されます。

(参考) 老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げ

昭和 28 年 4 月 2 日～ 昭和 29 年 10 月 1 日生まれ	61 歳	65 歳	退職共済年金	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金（報酬比例部分） 老齢基礎年金
昭和 29 年 10 月 2 日～ 昭和 30 年 4 月 1 日生まれ	61 歳	65 歳	経過的職域加算額	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金（報酬比例部分） 老齢基礎年金
昭和 30 年 4 月 2 日～ 昭和 32 年 4 月 1 日生まれ	62 歳	65 歳	経過的職域加算額	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金（報酬比例部分） 老齢基礎年金
昭和 32 年 4 月 2 日～ 昭和 34 年 4 月 1 日生まれ	63 歳	65 歳	経過的職域加算額	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金（報酬比例部分） 老齢基礎年金
昭和 34 年 4 月 2 日～ 昭和 36 年 4 月 1 日生まれ	64 歳	65 歳	経過的職域加算額	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金（報酬比例部分） 老齢基礎年金
昭和 36 年 4 月 2 日～		65 歳		経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金（報酬比例部分） 老齢基礎年金

(3) 特別支給の老齢厚生年金の支給要件

『特別支給の老齢厚生年金』は、昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までに生まれた方が次の①から③のすべての要件に該当するとき受給権が発生します。

- ① 60 歳以上であること（支給開始年齢は（2）参照）
- ② 被保険者期間（公務員の期間と民間等にお勤めの期間を合算した期間）が 1 年以上あること（1 年未満の方は『本来支給の老齢厚生年金』（（4）参照）の支給からになります。）
- ③ 組合員期間等（※）が 10 年以上であること（これまでは組合員期間等が 25 年以上必要でしたが、平成 29 年 8 月 1 日から 10 年以上に短縮されました。）

※「組合員期間等」・・・共済組合の組合員期間と他の公的年金（国民年金、厚生年金保険、私立学校教職員共済制度）の加入期間を合わせた期間をいいます。

老齢基礎年金相当部分の支給開始年齢の特例

昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの方が次の①、②のいずれかに該当し、厚生年金保険（共済、私学含む）を資格喪失している場合、特例として、65 歳から支給される「老齢基礎年金」に相当する部分が『特別支給の老齢厚生年金』と一緒に支給されます。

① 長期在職者の特例

老齢厚生年金の受給権者の公務員共済組合の組合員期間が 44 年以上あるとき。

② 障がい者の方の特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、傷病により障害等級 1 級から 3 級の障がいの状態にあると共済組合が認定したとき。

《障害者特例の注意点》

障害厚生年金（5（1）参照）は共済組合の組合員である間に初診日（病気又はけがについて初めて医師や歯科医師の診療を受けた日）のある障がいであれば支給されませんが、障害者特例は共済組合の組合員期間以外に初診日のある障がい（子どもの頃の障がいや民間会社に勤務していた間の障がい等）であっても、請求ができる場合がありますので、当共済組合年金担当へ相談してください。

《障害共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金の受給権者》

すでに公的年金制度の障害給付（障害厚生年金、障害基礎年金）を受給又は決定している方は、『特別支給の老齢厚生年金』の受給権が発生したとき、障害者特例の請求ができます。

『特別支給の老齢厚生年金』の請求時に、公的年金制度の障害給付を受給している旨を必ず申し出てください。（「公的年金制度の障害給付」と「特別支給の老齢厚生年金（障害者特例）」のどちらかを選択いただきます。）

①長期在職者の特例、②障がい者の方の特例につきましては、共済組合の資格喪失後再就職し、厚生年金に加入した場合、厚生年金保険に加入している間は「老齢基礎年金」に相当する部分の支給が停止されます。

（４）本来支給の老齢厚生年金の支給要件

『本来支給の老齢厚生年金』は、次の①から②のすべての要件に該当するとき受給権が発生します。

- ① 65 歳以上であること
- ② 組合員期間等(※)が10年以上であること

※「組合員期間等」・・・ 共済組合の組合員期間と他の公的年金（国民年金、厚生年金保険、私立学校教職員共済制度）の加入期間を合わせた期間をいいます。

なお、『特別支給の老齢厚生年金』の受給権者は 65 歳に達すると、『特別支給の老齢厚生年金』は失権し、『本来支給の老齢厚生年金』の請求手続きがあらためて必要になります。誕生月の約 3 ヶ月前に共済組合本部から請求書が送付されます。

（５）経過的職域加算額

被用者年金一元化前の退職共済年金には、職域年金相当部分の額が加算されていましたが、一元化に伴い、その部分が廃止されました。

その経過措置として、平成 27 年 9 月までの期間に基づき算定された一元化前の職域年金相当部分に相当する額が「経過的職域加算額」として支給されることになりました。

この「経過的職域加算額」は報酬比例相当部分の 20%相当がその水準となっており、1 年以上の引き続く組合員期間がある場合に支給されます。

(6) 加給年金額

①加算される要件と時期

被保険者期間（公務員の期間と民間等にお勤めの期間を合算した期間）が 20 年以上あり、ア又はイのいずれかの要件に該当するとき加算されます。

ア 本来支給の老齢厚生年金の年金受給権者

65 歳から支給される『本来支給の老齢厚生年金』の受給権が発生したとき、次の②のアからウのいずれかの加給年金額対象者がいる場合

イ 老齢基礎年金相当部分の支給開始年齢の特例に該当する年金受給権者

老齢基礎年金相当部分の支給開始年齢の特例に該当したとき、次の②のアからウのいずれかの加給年金額対象者がいる場合

②加給年金額の対象者

上記ア又はイに該当する年金受給権者が生計を維持している次のアからウの配偶者及び子

ア 65 歳未満の配偶者

ただし、配偶者が次に該当する年金を受給している場合は、原則として加給年金が支給停止となります。

○加入期間が 20 年以上である老齢厚生（退職）年金

※国民年金制度の老齢基礎年金は支給停止の対象外です。

○障害厚生年金または国民年金制度の障害基礎年金等

イ 18 歳に達する年度（3 月 31 日）までの間にある子

ウ 20 歳未満で障害等級 1 級又は 2 級に該当する障がいの状態である子

③振替加算

加給年金額対象者である配偶者が 65 歳に達すると加給年金額の支給は停止しますが、その配偶者が次のアからウのすべての要件に該当するときは、配偶者の老齢基礎年金額に振替加算があります。

ア. 配偶者が 65 歳まで老齢厚生年金等の受給権者の加給年金対象者であること

イ. 配偶者が 65 歳に達した日において、老齢厚生年金等の受給権者が生計を維持していること

ウ. 配偶者の生年月日が昭和 41 年 4 月 1 日までであること

※詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

(7) 老齢厚生年金の請求手続き

年金は、支給開始年齢に達する日（誕生日の前日）に受給権が発生し、受給権者の請求に基づき、受給権が発生した日が属する月の翌月分から支給されます。

年金請求の手続きのご案内は、最後に加した共済組合等（当共済組合大阪府支部又は日本年金機構等）から送付されます。

老齢厚生年金は、被用者年金一元化により、複数の制度の加入期間を有する場合、共済組合又は日本年金機構等のいずれか1か所に年金請求書（1通）を提出することにより年金の手続きが完了します。（公務員の年金に関するデータは、最後に加入した共済組合がすべて管理しています。）

①退職（組合員資格喪失）後に老齢厚生年金の受給権が発生する方

受給権が発生する月の約1か月前に請求手続きの書類がご自宅に届きます。

- ・ 短時間再任用職員、非常勤職員の方
- ・ 民間の会社に再就職した方
- ・ 無職の方

②在職中（組合員期間中）に老齢厚生年金の受給権が発生する方

老齢厚生年金の手続きは、受給権発生時（在職決定）と退職時（退職改定）の2回に分けて行います。

ア 受給権発生時（在職決定）

受給権が発生する月の約1か月前に請求手続きの書類がご自宅に届きます。

なお、老齢厚生年金の額は受給権発生日の前月までの組合員期間と、その期間の平均標準報酬月額等に基づき決定されます。ただし、組合員である間（在職中）は、年金の支給が停止（在職停止）されます。

イ 退職時（退職改定）

アの「在職決定」をした方は、退職（組合員資格を喪失）する際に「退職届書」を提出することにより、退職時の組合員期間と平均標準報酬月額等に基づき、老齢厚生年金の額が改定されます。

なお、退職改定の手続きについては、退職時に改めてご案内します。

〈参考〉（在職定時改定）

アの「在職決定」をしたうえで65歳以降も働き続けている方は65歳以降に収めた保険料を年金額に反映させるため、毎年10月（12月支給分）に、年金額の改定が行われます。

なお、改定は自動で行われ、手続きは必要ありません。

（8）年金の支給停止（調整）制度

老齢厚生年金を受ける方が非常勤職員、再任用職員に任用されている場合や民間企業等に雇用されている場合、被用者年金制度に加入している（被保険者等である）間は、「老齢厚生年金（報酬比例部分）」の全部または一部が支給停止されることがあります。また、共済組合員である間は、「老齢厚生年金（報酬比例部分）」の全部又は一部が支給停止されるほか、「経過的職域加算額」、「年金払い退職給付」の全部が支給停止となります。

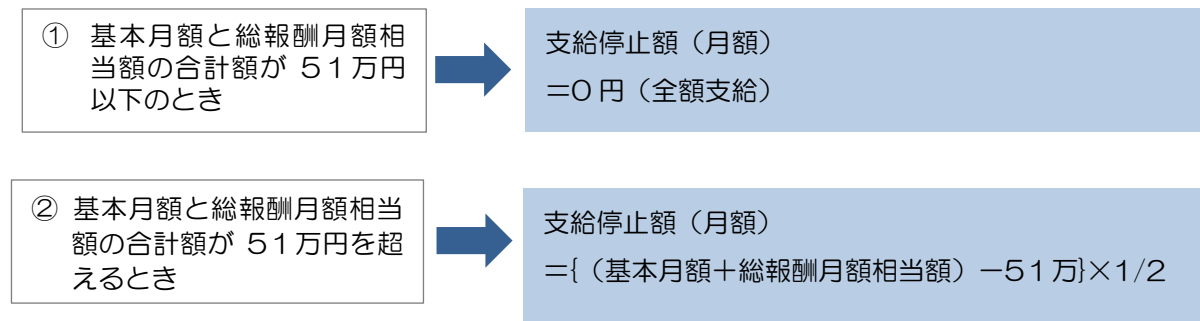
① 厚生年金保険の被保険者等である間の一部支給停止

老齢厚生年金受給権者が厚生年金保険や日本私立学校振興・共済事業団の年金制度に加入した場合において、基本月額（※１）と総報酬月額相当額（※２）に応じ、年金額が支給停止（全部または一部）になる場合があります。

（※１） 基本月額 …… 日本年金機構と共済組合等からのすべての老齢厚生年金（報酬比例部分）を合わせた年金額（年額）を 12 で割った額
経過職域加算、加給年金は除く

（※２） 総報酬月額相当額 …… 毎月の賃金（標準報酬月額）＋直近 1 年間の賞与（標準賞与額）を 12 で割った額

【令和 7 年 4 月以降の支給停止額】



支給停止額は、「老齢厚生年金（報酬比例部分）」に相当する額が限度となります（経過職域加算額、加給年金額は停止対象外です）。ただし、支給停止額の計算の結果、全額停止となる場合、加給年金額は支給されません。

また、停止基準額（51 万円）は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

支給停止について、詳しくは日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）で、「在職中の年金」で検索の上ご参照ください。

② 雇用保険法による基本手当を受給する間の調整

『特別支給の老齢厚生年金』の年金受給権者が、雇用保険法による基本手当（失業給付）を受給するときは、『特別支給の老齢厚生年金』の支給が調整されます。

具体的には、基本手当を受給する間は、「老齢厚生年金（報酬比例部分）」、「加給年金額（加算がある場合のみ）」の支給が停止されます。

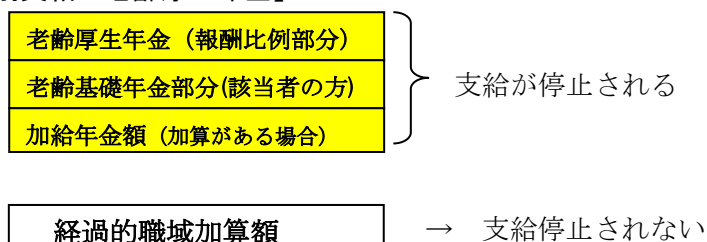
公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをすると、基本手当の受給を選択することになりますので注意してください。

求職の申込みをするときは、公共職業安定所（ハローワーク）で、基本手当の額を確認してください。年金の支給額のほうが基本手当より高くても、求職の申し込み

をすると基本手当の支給が優先されるため、年金の支給が停止します。

なお、『本来支給の老齢厚生年金』は調整（停止）されません。

【特別支給の老齢厚生年金】



③給付の制限

組合員若しくは元組合員が禁固刑以上の刑又は組合員が停職以上の懲戒処分を受けた場合には、老齢厚生年金又は障害厚生年金の額のうち、「経過的職域加算額」の額の全部又は一部が制限されます。

また、遺族厚生年金の受給権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合には、「経過的職域加算額」の額の一部が制限されます。

給付の制限を受ける期間は、支給が停止されている月を除き支給開始月から 60 月に達するまでの間です。

禁固刑以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける場合、その刑の執行を受ける間、「経過的職域加算額」の額の支給は停止します。

（９）老齢厚生年金の支給の繰上げ・繰下げ制度

①老齢厚生年金の支給の繰上げ

次のア・イ・ウのいずれにも該当する方が、支給開始年齢（（２）参照）に達する前に繰上げの請求をした場合は、「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受けることができます。

ア 60 歳以上であること

イ 1 年以上の厚生年金被保険者期間（共済組合期間を含む）を有すること

ウ 組合員期間（国民年金、厚生年金期間を含む）が 10 年以上であること

この年金は、請求があった日（繰上げ請求書を受付けた日）に受給権が発生し、その請求があった日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。

《繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額》

繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額は、繰上げ請求をした月からその方の生年月日に応じた支給開始年齢に達する月の前月までの月数について減額されます。

減額率：昭和 37 年 4 月 1 日以前生まれ・・・1 月当たり 0.5%（年間 6%）

昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれ・・・1 月当たり 0.4%（年間 4.8%）

《繰上げ支給の老齢厚生年金の請求にあたっての留意点》

繰上げ支給の老齢厚生年金は、次のような制約がありますので、繰上げ請求に当たってはその制約を理解しておく必要があります。

- 繰上げ請求後はその決定を取消すことはできず、終生減額された年金額となること。
- 繰上げ請求後は、障がいの状態に該当するようになっても、障害基礎年金を請求することはできないこと。
- 繰上げ請求は、老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に行わなければならないこと。
- 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できないこと。
- 老齢基礎年金を繰上げした後は、原則として、「障がい者の方の特例」の適用は受けることができないこと。

②老齢厚生年金の支給の繰下げ

『本来支給の老齢厚生年金』は、支給繰下げの制度があります。これは、本来65歳から受給する『本来支給の老齢厚生年金』を受給せずに、66歳以降に繰下げて受給することにより、本来受給するよりも割増した老齢厚生年金を受給する制度です。(注)

なお、『特別支給の老齢厚生年金』については、繰下げの申し出はできません。

(注) 65歳から受給開始までの間は支給がありません。なお、老齢厚生年金の繰下げを行う場合であっても、老齢基礎年金の繰下げを希望する必要はありません。

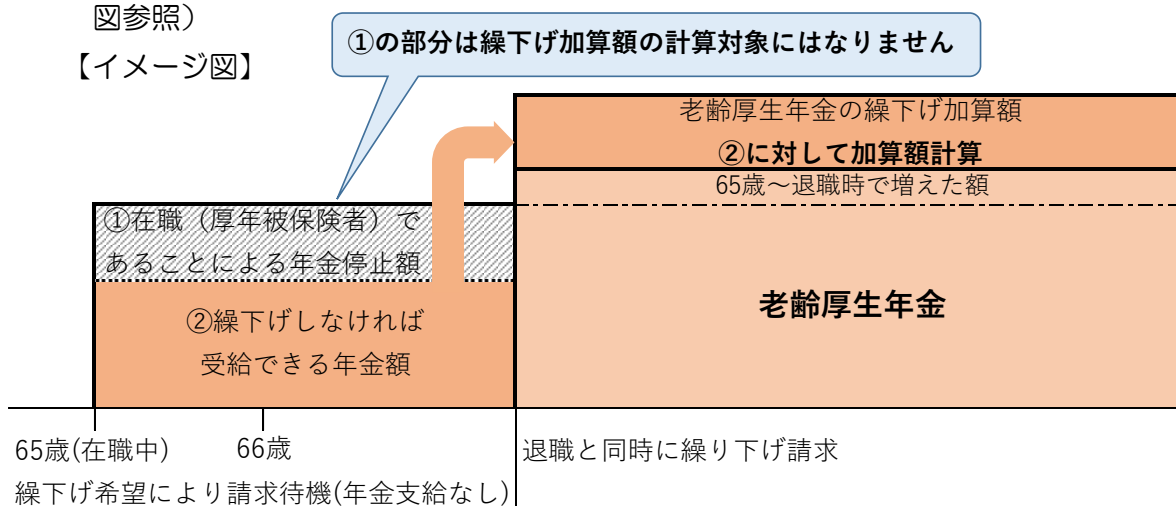
《繰下げ支給の老齢厚生年金の年金額》

繰下げ支給の老齢厚生年金の増額率は1ヶ月あたり0.7%(1年で8.4%)であり、65歳から最大10年(120月)で84%の増加となります。

なお、在職中もしくは厚生年金保険の被保険者等であることによる年金の停止などで支給停止される年金額については、繰下げ加算の対象になりません。(イメージ

図参照)

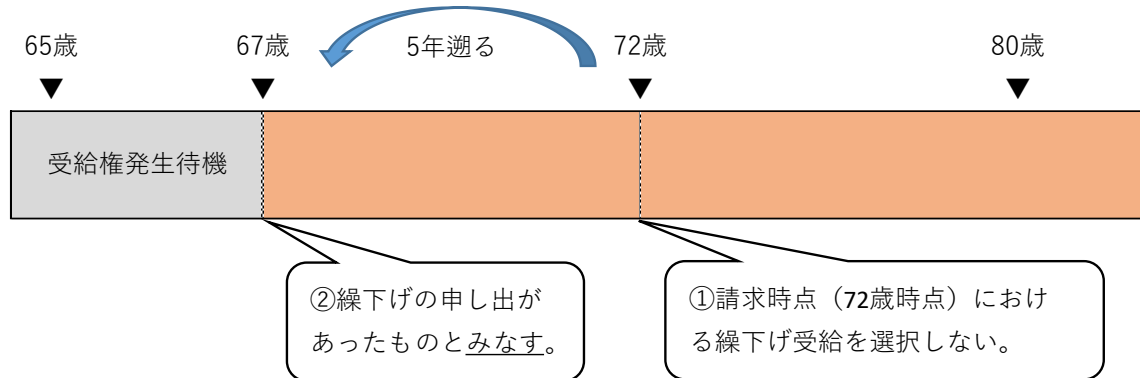
【イメージ図】



《特例的なみなし増額制度》

70歳以降80歳未満の間に請求を行い、かつ請求時点（75歳以降は75歳時点）における繰下げ受給を選択しない場合、請求時点から5年前に繰下げの申し出があったものとして年金額が算定され、遡って支給されます。（下図参照）

【図】72歳時点で請求を行い、繰下げ受給を選択しないケース



《繰下げ支給の老齢厚生年金の請求にあたっての留意点》

繰下げ支給の老齢厚生年金は、66歳以降に割り増した年金を生涯受給することができますが、以下の点について留意が必要です。

- 65歳から支給繰下げまでの期間は、年金を受給することができません。
- 繰下げ期間は加給年金額の支給はなく、また、割増し対象になりません。

《支給の繰下げができない場合》

老齢厚生年金以外に他の公的年金〔遺族給付や障害給付（障害基礎年金を除く）〕の受給権もあわせてお持ちであれば、希望があっても、老齢厚生年金の支給を繰り下げることとはできません。また、繰下げを予定されていた方が、66歳に到達した後、他の公的年金の受給権が発生したときは、その受給権者となった日まで繰り下げた老齢厚生年金を請求するか、繰下げをしない65歳からの老齢厚生年金を請求することになります。

支給の繰下げについて、詳しくは共済組合本部へお問い合わせください。

3. 老齢基礎年金（国民年金）

国民年金は20歳から60歳までの40年間加入しなければならないことになっており、共済組合の組合員である間は国民年金の第2号被保険者として国民年金に加入しています。（6（1）参照）

国民年金法に規定されている被保険者期間等（共済組合の組合員期間、国民年金の被保険者期間、厚生年金保険の被保険者期間、私立学校教職員共済制度の加入者である期間）が10年以上あるときは、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているため、65歳に達すると日本年金機構から老齢基礎年金（国民年金）が支給されます。

国民年金に40年間加入した場合、老齢基礎年金額は月額で69,308円（令和7年度）です。老齢基礎年金額を確認したい方は最寄りの年金事務所へ問い合わせてください。

（1）老齢基礎年金の請求手続き

老齢基礎年金の受給権者は、65歳に達する月の1～3ヶ月程度前に当共済組合又は日本年金機構から請求書がご自宅に送付されます。

もし送付がないときは共済組合又は日本年金機構へ問い合わせてください。

（2）老齢基礎年金の繰上げ支給制度

『特別支給の老齢厚生年金』の支給開始年齢が段階的に引き上げられたことに伴い、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているときは、本人が希望すれば60歳から老齢基礎年金（国民年金）の支給を請求することができます。

老齢基礎年金の繰上げ支給制度は、生年月日によって異なる部分がありますので、年金事務所へ問い合わせてください。

繰上げ請求をした場合の老齢基礎年金額は、65歳から支給される老齢基礎年金の額に減額率（昭和37年4月1日以前生まれであれば0.5%、昭和37年4月2日以降生まれであれば0.4%に支給の繰上げを請求した日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率）を乗じて得た額が減額されます。

すでに年金を決定している方が老齢基礎年金を繰上げされる場合は、直接、年金事務所で手続きしてください。

《繰上げの老齢基礎年金額》

$$\begin{array}{l} \text{65歳から} \\ \text{支給される} \\ \text{老齢基礎年金額} \end{array} - \left(\begin{array}{l} \text{65歳から} \\ \text{支給される} \\ \text{老齢基礎年金額} \end{array} \times \begin{array}{l} 0.005 \\ \text{又は} \\ 0.004 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{支給の繰上げを請求した日の} \\ \text{属する月から65歳に達する日} \\ \text{の属する月の前月までの月数} \end{array} \right)$$

(3) 老 齢 基 礎 年 金 の 繰 下 げ 支 給 制 度

65 歳に達する方で、66 歳に達する前までに老齢基礎年金を請求していなかったときは、66 歳以降に支給の繰下げを申し出ることにより、老齢基礎年金を繰下げて受給することができます。（『本来支給の老齢厚生年金』の支給繰下げ（2（9）②参照）の申出と同時に行なう必要はありません。）

すでに年金を決定している方が老齢基礎年金を繰下げされる場合は、直接、年金事務所で手続きしてください。

繰下げ支給の請求ができない場合がありますので、詳しくお知りになりたい方は年金事務所へ問い合わせてください。

$\text{繰下げ加算額} = \text{老齢基礎年金額} \times \frac{\text{繰下げ待機期間}}{\text{(増額率)}} \times 0.007$
--

「繰下げ待機期間」・・・老齢基礎年金の受給権発生年月日の属する月から支給の繰下げを請求した日の属する月の前月までの月数の期間をいいます。

4. 年金払い退職給付

被用者年金一元化による職域年金相当部分の廃止と同時に、公務員の退職給付の一部として「年金払い退職給付」制度が新設されました。

平成27年10月以降の公務員期間に応じて支給されるもので、民間の企業年金に相当する給付です。

「年金払い退職給付」は、1年以上の引き続く組合員期間を有する者が、退職した後に65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。

「年金払い退職給付」の概要

- 半分は有期年金、半分は終身年金（いずれも65歳から支給 ※1）
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能 ※2）
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 平成27年10月からの組合員期間について適用。

- ※1 本人の希望により、有期年金・終身年金ともに60歳から繰り上げて受給することができます。また、退職年金の受給権を有する者が請求を行っていない場合には、繰下げの請求をすることができます（受給権取得した日から起算して10年を経過した日後にある者が繰下げの請求をしたときは、10年を経過した日に当該請求があったものと見なします）。なお、繰上げ及び繰下げの請求は、老齢基礎年金、老齢厚生年金と同時にを行う必要はありません。
- ※2 有期年金を一時金で受給する場合は、退職所得の「源泉徴収票」が必要となる場合があります。退職時に発行される退職所得の「源泉徴収票」は大切に保管してください。

5. その他の厚生年金制度等

(1) 障害厚生年金と障害基礎年金

① 障害厚生年金

障害厚生年金は、被保険者である間に初診日がある傷病により、障害認定日（原則その初診日から起算して1年6月を経過した日）において、障害等級が1級、2級または3級の状態にあるときに支給されます。

また、この障害認定日には障がい程度の要件に該当していない場合であっても、その日から65歳に達する日の前日までの間に該当するようになったときには「事後重症」の制度が適用されることにより支給されます。

② 障害基礎年金

障害等級が1級または2級に該当したときは、日本年金機構から障害基礎年金も併せて支給されます。

障害厚生年金を請求する前に障害等級の認定が必要です。

障害厚生年金制度について、詳しくは地方職員共済組合本部のホームページをご覧ください。 (http://www.chikyosai.or.jp/division/long/disability_welfare.html)

障害の認定や請求等に関するお問い合わせは、当共済組合年金担当まで連絡してください。

(2) 遺族厚生年金と遺族基礎年金

① 遺族厚生年金

組合員または元組合員が死亡したときに、死亡した方の収入によって生計維持されていた配偶者、子、父母、孫または祖父母について、次の順位に応じて遺族厚生年金が支給されます。

【遺族厚生年金を受ける遺族の順位】

第一順位 配偶者及び子

第二順位 父母

第三順位 孫

第四順位 祖父母

これらのうち、最も先順位者に該当する者を遺族として認定します。

なお、組合員または元組合員が死亡の当時に、その夫、父母及び祖父母については、55 歳以上であることが必要のほか、子及び孫については、次のいずれかに該当する方に限られます。

- ア 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日に達するまでであって未婚の方
- イ 組合員または組合員であった方が死亡した当時から引き続き障害等級が 1 級または 2 級に該当する障がいの状態にある 20 歳未満の未婚の方

② 遺族基礎年金

遺族厚生年金の遺族に認定された「子のある配偶者」又は「子」は日本年金機構から遺族基礎年金も併せて支給されます。

遺族厚生年金制度について、詳しくは地方職員共済組合本部のホームページをご覧ください。 (http://www.chikyosai.or.jp/division/long/survivor_welfare.html)

退職後、組合員が亡くなったときは、当共済組合年金担当へ連絡してください。
遺族の状況などを確認し、該当する手続きをご案内します。

(3) 年金の併給調整

現在の公的年金制度では、1 人 1 年金の受給が原則となっています。

したがって、老齢厚生年金（退職共済年金）、障害厚生年金（障害共済年金）、遺族厚生年金（遺族共済年金）のうち複数の種類の年金受給権を取得した場合には、原則として、選択したいいずれか 1 種類の年金を受給し、他の種類の年金はその受給を停止します。これを「併給調整」といいます。

具体的には、受給権者が、受給しようとする年金とそれ以外の年金を記入した「年金受給選択申出書」を提出することにより選択していただきます。この選択は将来に向かっていつでも変更することができますが、年金の額の多少だけでなく所得税等の課税関係や各種保険料なども考慮して有利な選択を行うことが必要です。

また、65 歳に達すると特例がありますので、給付事由が異なる年金であっても受給できる場合があります。

併給調整について、詳しくは地方職員共済組合本部のホームページをご覧ください。 (<http://www.chikyosai.or.jp/division/long/grant.html>)

(4) 退職一時金制度

昭和 54 年 12 月 31 日までに地方公共団体又は国を退職（引き続き国又は地方公共団体に採用された場合を除く。）したとき、組合員期間が 1 年以上ある方に退職一時金が支給されています。

年金の原資を残して退職一時金を受給した期間は年金の算定基礎になりますので、老齢厚生年金の受給権が発生した場合、受給した退職一時金の額に利子に相当する額を加算した額を共済組合へ返還していただくことになります。

なお、年金の原資を残さず退職一時金を受給した期間は年金の算定基礎になりません。

(5) 離婚による年金分割制度

平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚した場合（婚姻の取消しを含む）、当事者双方の合意または裁判手続により按分割合を定めたときは、当事者の一方からの請求（請求期限は、原則、離婚から 2 年以内）により婚姻期間中における標準報酬月額及び標準賞与額を分割します。分割の対象者が年金受給権者である場合は、分割された標準報酬月額及び標準賞与額に基づき老齢厚生年金等の額を改定します。

また、平成 20 年 4 月 1 日以後の国民年金法上の第 3 号被保険者期間については、当事者双方の合意または裁判所の決定がないときでも、離婚または婚姻の取消しをした被扶養配偶者からの請求により、標準報酬月額及び標準賞与額を自動的に 2 分の 1 に分割することができます。

離婚による年金分割制度について、詳しくは地方職員共済組合本部のホームページをご覧ください。 (<http://www.chikyosai.or.jp/division/long/grant.html>)

6. 年金を受給するまでに

(1) 国民年金の加入について

国民年金法により 20 歳以上 60 歳未満で日本国内に住所のある方は国民年金に加入しなければなりません。

また、厚生年金保険、私立学校教職員共済組合、地方公務員共済組合、国家公務員共済組合（以下、「組合員」といいます。）の加入者は、20 歳未満又は 60 歳以上であっても国民年金に加入することになっています。（ただし、公的年金制度の年金受給権者は 65 歳に達すると国民年金の被保険者ではなくなります。）

したがって、65 歳以上を除く在職中の組合員は、国民年金の「第 2 号被保険者」として大阪府を退職するまで国民年金に加入しています。

また、組合員の被扶養配偶者（20 歳以上 60 歳未満に限る）は、組合員が在職している間、国民年金の「第 3 号被保険者」として国民年金に加入しています。（ただし、配偶者の扶養認定時、「第 3 号被保険者資格取得」の届出がもれている場合は未加入になっている可能性もあります。配偶者の加入記録や年金額は住所地の年金事務所へ問い合わせてください。）

（参考）国民年金の被保険者の区分

●第 1 号被保険者（国民年金法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する者）

日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者。

ただし、退職共済年金・退職年金・老齢厚生年金などの受給者は除く。

●第 2 号被保険者（国民年金法第 7 条第 1 項第 2 号に規定する者）

共済組合の組合員、厚生年金保険の被保険者等（日本国内に住所を有しない者も含む。）

ただし、65 歳以上の退職共済年金・退職年金・老齢厚生年金などの受給者は除く。

●第 3 号被保険者（国民年金法第 7 条第 1 項第 3 号に規定する者）

第 2 号被保険者の被扶養配偶者のうち 20 歳以上 60 歳未満の者（日本国内に住所を有する者又は日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者のうち一定の要件を満たすもの。）

○組合員が退職後、国民年金の「第 1 号被保険者」になるとき

組合員が退職後に、上記「第 1 号被保険者」になるときは、市区町村で国民年金加入の手続きを行ってください。

任意継続組合員になると退職後も共済組合の短期給付（保険）等は適用されますが、長期給付（年金）は適用されません（「第 2 号被保険者」には該当しません。）ので、「第 1 号被保険者」に該当します。

○60歳未満の被扶養配偶者に関する手続きについて

組合員が退職後に国民年金の「第 1 号被保険者」になると、国民年金の「第 3 号被保険者」であった被扶養配偶者も国民年金の「第 1 号被保険者」になりますのであわ

せて手続きを行ってください。

保険料納付の免除制度などもありますので、市区町村の窓口へ問い合わせてください。

なお、組合員が退職後に短時間再任職員に任用され又は民間企業に再就職したことにより厚生年金保険の被保険者となるときは、被扶養配偶者は国民年金の「第3号被保険者」の資格を再取得することとなります。手続きについては再就職先等にご確認ください。

(2) 基礎年金番号通知書について

日本年金機構（旧社会保険庁）が付番し、年金制度への加入期間や年金の支給状況等の記録を管理するための番号です。年金の請求手続きを行う際に必要となる番号ですので、基礎年金番号が表示されている書類については、大切に保管してください。

また、「基礎年金番号通知書」を紛失されている方は、退職までに再交付の手続きをしてください。

【基礎年金番号が表示されている書類】

ア 基礎年金番号通知書（次のイを持っていない方）

平成9年に大阪府に在職していた組合員には、社会保険庁から共済組合を経由し「基礎年金番号通知書」が交付されています。

イ 年金手帳（共済組合加入以前に、国民年金及び厚生年金への加入期間のある方。）
※青色の手帳に限ります。

ウ ねんきん定期便

【基礎年金番号通知書の再交付について】

日本年金機構において再交付申請書の様式、申請方法が掲載されています。

基礎年金番号通知書の再交付を受けようとするとき | 日本年金機構 (nenkin.go.jp)

基礎年金番号は、日本年金機構が管理しているため、申請先は年金事務所になります。年金事務所は予約制のため、お電話などで事前確認の上、申請してください。当共済組合では「基礎年金番号通知書」の再交付はできませんのでご注意ください。

(3) 老齢厚生年金の見込額について

老齢厚生年金の見込額については、各組合員にお送りした「ねんきん定期便」等をご参照ください。

また、「地方職員共済組合マイナ手続きポータル」に登録いただくことで、公務員にかかる年金記録情報を確認できます。電子交付を依頼してから概ね一週間程度経過後、

年金記録が公布されます。

利用にあたっては、「年金記録の電子交付（マイナ手続きポータル）」をご一読ください。

「地方職員共済組合マイナ手続きポータル」

https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/landing?riyoCd=RKS0303000

「年金記録の電子交付（マイナ手続きポータル）」

<https://www.chikyosai.or.jp/guide/nenkinkiroku/index.html>

利用申込に係る相談窓口 03-3261-9850

（４）住所・氏名変更手続き

地方職員共済組合では、公務員共済に組合員として加入していた方の年金加入記録等について、公務員を退職された当時の記録等を基に管理しております。

そのため、老齢厚生年金の受給権が発生するまでに住所・氏名等の変更の連絡がない場合、年金の請求に関する案内など、重要な書類が入手できないこともあります。

住所・氏名等の変更があった場合には、ご本人から当組合までご連絡をしていただきますようお願いいたします。HP 変更対象

【連絡先】 ☎540-8570

地方職員共済組合大阪府支部 福利厚生・認定グループ 年金担当
電話番号 06-6944-7608

【参考 住所氏名変更届】

（地方職員共済組合大阪府支部 HP ねんきん定期便・給付算定基礎額残高通知書について項目内）

<https://osaka.chikyosai.or.jp/nenkin/teikibin/index.html>

7. その他年金に関する事項

(1) 年金と税金

老齢厚生年金は、所得税法上、「雑所得」とされ課税の対象とされています。

障害厚生年金及び遺族厚生年金は、非課税所得です。

① 源泉徴収

老齢厚生年金が 108 万円（65 歳以上は 158 万円）を超える方については、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。

② 確定申告

その年分の総所得金額は、翌年の確定申告の時期に税務署に確定申告をしてください。

確定申告のために必要な「源泉徴収票」は、毎年 1 月に共済組合本部から送付されます。（送付時期が早いので確定申告の時期まで紛失しないよう保管してください。）

公的年金等にかかる雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた後の額です。公的年金等控除額は次の表により計算した額です。

受給権者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A)	控 除 額
65 歳未満	130 万円以下	60 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A) × 25% + 275,000 円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 15% + 685,000 円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 5% + 1,455,000 円
65 歳以上	330 万円以下	110 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A) × 25% + 275,000 円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 15% + 685,000 円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 5% + 1,455,000 円

③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

所得税の課税対象となる方が各種控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。申告書用紙は毎年 10 月に対象者に共済組合本部から送付されますので、必要事項を記入の上郵送してください。

なお、税制改正に伴い、令和 2 年分以降の扶養親族等申告書については、各種控除に該当しない方（受給者本人が障害者・寡婦等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がいない方）は、提出する必要はありません。

(2) 年金の支給と年金証書等の送付

①年金の支給

偶数月の 15 日に、2 ヶ月分が支給されます。

偶数月の 15 日が土曜、日曜、祝日のときは、その直前の金融機関等の営業日が支給日になります。

【支給月と支給対象月】

支給月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
支給対象月	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分	12月分 1月分	2月分 3月分

②年金証書等の送付

老齢厚生年金請求手続きを終了した方には、「年金証書」が共済組合本部から送付されます。

年金証書や年金支払通知書、年金額算定明細書がお手元に届くまでには4か月程度かかります。

8. 年金受給者の共済組合本部への届出について

年金受給権者の支給を適正に行なうため、年金受給後も次に該当するときは届出が必要です。

①電話番号・氏名を変更したとき

年金受給権者が、転居等に伴い電話番号の変更をしたとき及び氏名変更したときは「年金受給権者異動報告書」の届出が必要です。

届出をしなかったときは、共済組合本部から大切な書類やお知らせ等が送付できなくなりますので、必ず届け出てください。

なお、住所変更をした際の共済組合本部への届出は、原則不要になりました。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出が必要です。

ア 外国に居住している方、外国籍（外国人登録）の方が住所変更された場合

イ 年金受給権者の成年後見人、補佐人または補助人となられている方等が住所変更された場合

②年金受取金融機関等を変更したいとき

③雇用保険法による基本手当（失業給付）を受給するとき

④加給年金額対象者に該当しなくなったとき及び加給年金額の停止要件に該当したとき

⑤年金受給権者が死亡したとき

※ これらに該当した場合は、共済組合本部に連絡し、届出用紙を請求してください。

なお、③④⑤の用紙については、地方職員共済組合本部のホームページ（<http://www.chikyosai.or.jp/>）に届出用紙が掲載されていますので、ダウンロードし使用することもできます。

連絡先

①～④の場合：地方職員共済組合本部 給付課

電話番号 03-3261-9846

⑤の場合：地方職員共済組合本部 遺族・障害審査課

電話番号 03-3261-9847

共済組合本部問合せ先一覧

年金を受給してからの手続きは、共済組合本部に、直接、お問い合わせください。

地方職員共済組合本部

電話番号	03（3261）9850
受付時間	9：00～17：00 ※土・日・祝日を除く。
住所	〒102-8601 東京都千代田区平河町2－4－9 地共済センタービル内

「年金加入期間確認通知書」の請求や「年金証書」・「年金改定証書」の再交付などの請求用紙は、地方職員共済組合本部のホームページ（<http://www.chikyosai.or.jp/>）から、ダウンロードできます。

また、毎年6月と1月に共済組合本部から、「年金受給者だより」が送付されます。大切なお知らせが掲載されていますので、必ずご覧ください。

よくある質問

1 年金証書は、いつ届くのですか？

答え： 老齢厚生年金請求手続きをしてから、3～4 か月程度かかります。
しばらくお待ちください。

2 フルタイムの再任用職員ですが、年金証書の加入月数が、間違っています。

答え： 在職中の方の「年金証書」は、受給権発生の時点で決定したものです。退職時まで年金を再計算した「年金額改定通知書」は、改めて共済組合本部から、自宅に郵送されます。

3 最初の年金は、いつ振り込まれますか？

答え： 年金証書が届いた後、直近月の15日です。（1回目の支給は奇数月になる場合もあります。）

4 引っ越ししたら、手続きは必要ですか？

答え： 年金を受給される前でしたら届出が必要です。
所属していた共済組合までご連絡ください。（6（4）参照）
年金受給開始以後は、届け出は原則不要です。（8 ①参照）

5 振込先の金融機関を変えたいのですが。

答え： 共済組合本部に連絡し、届出用紙を請求してください。（8 ②参照）

6 再就職したら、何か手続きが必要ですか？

答え： 必要ありません。

7 再就職先を退職したら、何か手続きが必要ですか？

答え： 必要ありません。

8 年金が停止されるのは、どんなときですか？

答え： 厚生年金保険などの公的年金制度に加入して働いた場合、その報酬の額によって、一部停止されることがあります。（2（8）①参照）

9 失業給付を申請したら、年金は貰えないのですか？

答え： 「経過的職域加算額」だけの支給になります。（2（8）②参照）

10 「年金加入期間確認通知書」は、どこで貰えますか？

答え： 老齢厚生年金の請求に必要な方は、当支部に請求してください。

11 短時間再任用職員になったら、年金はカットされるのですか？

答え： 短時間再任用職員は厚生年金保険に加入しますので、所得に応じて年金の一部が停止となる場合があります。（2（8）①参照）

12 退職した後、被扶養配偶者の年金の手続きは、必要ですか？

答え： 60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金加入の手続きが必要です。
（ 6（1）参照）

13 短時間再任用職員の被扶養配偶者が、60歳未満の時の手続きは？

答え： 国民年金第3号被保険者の手続きが必要となります。手続きの詳細については所属の担当へおたずね下さい。（6（1）参照）

14 老齢基礎年金を繰り上げ請求したい。

答え： お住まいの地域を管轄する年金事務所に請求してください。
（3（2）参照）